

機密性2 完全性1 可用性1

達示第38号

令和6年11月19日

福岡拘置所長

「被収容者の生活の心得（死刑確定者用）」の制定について  
標記について、別添のとおり定め、令和6年11月22日付けで施行  
する。

なお、令和5年6月28日付け達示第25号「被収容者の生活の心得  
（死刑確定者用）」の制定については、同日付けで廃止する。

# 生活の心得

(死刑確定者用)

---

福岡拘置所  
小倉拘置支所



## 目次

- P1 はじめに
- P3 刑事施設視察委員会
- P4 一日の生活(動作時限等)
- P6 余暇活動の援助等
- P7 物品の貸与等及び自弁
- P10 保健衛生及び医療
- P13 宗教
- P13 書籍等
- P14 天災事変
- P15 面会
- P17 信書の発受
- P21 賞罰
- P23 不服申立て制度
- P23 審査の申請
- P25 再審査の申請
- P26 矯正管区の長に対する事実の申告
- P26 法務大臣に対する事実の申告
- P27 法務大臣に対する苦情の申出
- P27 監査官に対する苦情の申出
- P27 刑事施設の長に対する苦情の申出
- P29 その他
- P29 国民年金制度等について
- P29 証明書の交付
- P29 マイナンバーカードの申請・更新

# はじめに

当所には、刑事裁判を受ける人や、受刑者などたくさんの人が収容されています。

収容されている目的は人によって様々ですが、集団生活を適正に維持するためには、一人一人がルールを守ることが大切です。

別冊の「**遵守事項**」をしっかりと読んで、まずは所内のルールを覚えましょう。

それでも分からないことや、疑問に感じたことがあれば、職員さんに確認をしながら行動するようにしましょう。

居室の中に報知器（報知灯）のボタンがあるので、職員さんに用事があるときは、このボタンを押して知らせてください。

他の人に対応していることもあるので、職員さんがあなたのところに来るまでは、静かに待っていきましょう。

## 遵守事項

次に定める事項は、当所に収容されている間（当所の職員によって運送される場合も同じ）、守らなければならない遵守事項です。これに違反した場合、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」第150条第1項に基づき、同法第151条第3項に定める懲罰を科されることがあります。また、その違反行為が刑罰法令に触れるときは、さらに刑罰を科されることもあります。

### 第1 遵守事項

#### (逃走)

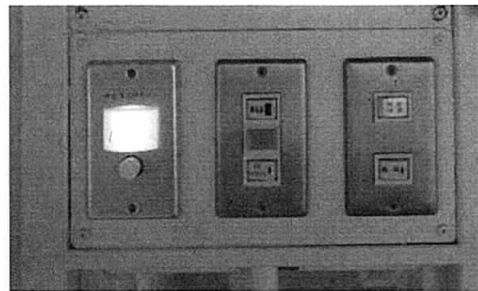
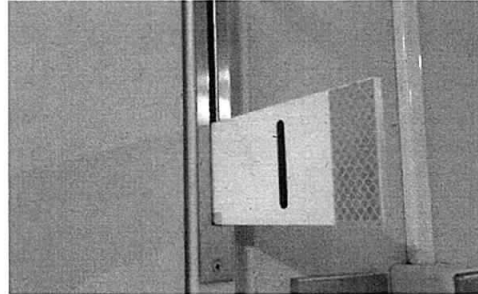
- 1 逃走し、又は逃走することを企ててはならない。

#### (自殺)

- 2 自殺を企ててはならない。

#### (自傷行為等)

- 3 自己の身体を故意に傷つけ、若しくは異物を飲み込む等の身体に害を及ぼすおそれのある行為をし、又はこれらの行為を企ててはならない。



報知器・報知灯（例）

とく おぼ じこう  
特に覚えておいてほしい事項

たにん しょくいん ふく ていねい ことばづか たいど せつ ぼう  
・他人（職員さんも含む）には丁寧な言葉遣い・態度で接し、トラブルを防止  
し  
止しましょう。

はちまき かつこう かって はだか  
・鉢巻をしたり、だらしない格好や、勝手に裸になることはできません。

せいかつ こま しょくいん もう で  
・生活のことで困ったことがあれば、職員さんに申し出ましょう。

・プライバシーに関することを他人に教えたり、他人のプライバシーに関する  
ことを聞こうとしたりしないでください。

しょくいん しじ すなお き い  
・職員さんの指示は、素直に聞き入れましょう。

しょくいん せつ きかい ひと きんせん ぶつびん ようきゅう でんごん  
・職員さんや、あなたと接する機会がある人に、金銭や物品を要求したり、伝言  
などを依頼してはいけません。

とくべつ けんり こうし えんじょ もう で がんせん しょめん さくせい  
・特別な権利の行使や援助の申し出をするときは、願箋という書面を作成します。  
ひつよう ひと もう で じ か ひと しょくいん だいひつ  
必要な人は申し出てください。字が書けない人は、職員さんが代筆します。

へや なか しず せいかつ かじ しんこく びょうき ばあい おおごえ  
・部屋の中では静かに生活しましょう。ただし、火事や深刻な病気の場合は大声  
し  
で知らせてください。

しよない いどう はし てんとう ちゅうい ある  
・所内を移動するときは、走らずに転倒に注意して歩きましょう。

たにん もの ふしん もの み しょくいん  
・他人と物をやりとりすることはできません。不審な物を見つけたら、職員さん  
し  
に知らせてください。

けいじせつしきついいんかい  
**刑事施設視察委員会**

けいじせつしきついいんかい どうしょ うんえい かん こくみん じょうしき はんえい い  
「刑事施設視察委員会」は、当所の運営に関して、国民の常識を反映した意  
けん の もくてき ちいき べんごし ちほうこうきょうだんたい しょくいん  
見を述べることを目的として、地域の弁護士さんや地方公共団体の職員さん  
だいさんしゃ こうせい  
などの第三者で構成されています。

いいんかいあ めんせつ もう で きょしつ そな つ いけん ていあんしょ  
委員会宛てに面接を申し出たり、居室に備え付けてある「意見・提案書」を  
ていしゅつ  
提出することができます。

いけん ていあんしょ ゆうそう いいんかい かんり ていあんばこ どう  
意見・提案書は郵送か、委員会が管理している提案箱に投かんをします。

ていあんばこ かくうんどうじょう でいりぐちとう せっち きょしつ どう  
提案箱は各運動場の出入口等に設置されていますが、居室で投かんをしたい  
ひと しょくいん もう で  
人は、職員さんに申し出てください。

いけん ていあんしょ ないよう けんさ おこな しょくいん ないよう し  
意見・提案書の内容の検査は行われず、職員さんは内容を知ることができな  
いようになっています。

いけん ていあんしょ しょう だいひつとう しえん ひつよう ばあい しょくいん  
意見・提案書を使用したときや、代筆等の支援が必要な場合は、職員さんに  
もう で  
申し出てください。

福岡拘置所視察委員会

いけん ていあんしょ  
**意見・提案書**

- 現在あなたが収容されている刑事施設の運営についての意見・提案を記載し、所定の提案箱に投かんしてください。記名の必要はありません。
- 提出された意見・提案については、当委員会の活動のための参考として活用します。
- 提出された意見・提案に関する個別の照会には応じることはできません。
- 自由記載欄への記載では足りない場合は、裏面を使用してかまいません。

作成した旨	筆 旨
あなたの身分	1 受刑者 2 被検留署 3 その他 ( )
意見・提案の分類 (○を〆つだけ付けてください。)	(保健衛生・医療) 1)運動 2)文*治 3)読書等 4)健康診断 5)診療等 6)その他 (刑務及び執務) 1)制止等の措置 2)雑談 筆録及び拘束表 3)保護室 4)その他 (矯正処遇) 1)作業指定 2)職業訓練 3)娯楽衛生 4)作業報告等 5)その他 2)改善指導 3)教科指導 (外部交通) 1)圖書 2)信書 3)その他 [その他] 1)物産の貸与・受給・貸付 2)監舎の取扱い 3)禁*戒*上の行為等 4)書籍等の閲覧 5)刑務の緩和 6)経過措置 7)余暇活動 8)懲罰 9)茶服単位 10) その他
自由記載欄 (意見・提案の 内容を簡潔に記載 してください。)	

いちにち せいかつ  
**一日の生活**

どうさじげん  
 動作時限



動作	時刻	
	平日	休日
起床	7:20	7:50
朝点検	7:30	8:00
朝食	7:40	8:25
室内運動	9:30~10:00	9:30~10:00
昼食	12:00	12:00
午睡	昼食後~15:00	昼食後~15:00
室内運動	15:00~15:30	15:00~15:30
夕食	16:05	16:00
夕点検	16:45	16:45
仮就寝	18:00	18:00
室内運動	18:00~18:30	18:00~18:30
就寝	21:00	21:00

いちにち せいかつ どう  
 一日の生活は、「動作時限」に沿って送

ります。  
 きしょう しゅうしんじかん しょく  
 起床や就寝時間、食  
 じ じかん ほうそう  
 事の時間などは放送  
 し  
 でお知らせしますが、  
 せいかつ おく  
 スムーズに生活を送  
 ひだり ひょう  
 るためにも、左の表  
 かくにん  
 をよく確認しておい  
 てください。

どうさじげん ほそく  
 動作時限の補足

しゅうしんじこく きしょうじこく しゅうい めいわく こうだん いんしよく ひつき どくしょ かき  
 ・就寝時刻から起床時刻までは、周囲の迷惑とならないよう交談、飲食、筆記、読書（下記の  
 ばあい のぞ せいそう せんめん ひか  
 場合を除く。）清掃や洗面などは控えましょう。

よあ ご ふとん よこ どくしょ かま たにん めいわく  
 ・夜明け後、布団に横になり読書をして構いませんが、他人の迷惑とならないようにしましょう。

てんけん ふくそう ととの しょうてい いち う てんけんちゆう はなし せき た  
 ・点検は服装を整えて所定の位置で受けましょう。点検中は、話をしたり、席を立たないよう  
 くあい わる ひと せいざ あんざ ひと しょくいん もう で  
 にしましょう。具合の悪い人や、正座・安座ができない人は、職員さんに申し出てください。

しょくじ しょうてい ばしょ きっしょく ざんぱん せんめんじょう なが しょうき い へんきやく  
 ・食事は所定の場所で喫食しましょう。残飯は洗面所等に流さず、食器に入れたまま返却して  
 ください。

しょくじ いぶつ はい ばあい ふしょく ばあい しょくいん もう で  
 ・食事に異物が入っていた場合や、不食した場合は職員さんに申し出てください。

きょしつ そな つ しょうき じぶん たら  
 ・居室にあらかじめ備え付けてある食器は、自分で洗いましょう。

しつないうんどう そうおん しんどう しゅうい ひと めいわく か  
 ・室内運動は、騒音や振動などで周囲の人に迷惑を掛けないようにしましょう。

かりしゅうしん じかん ふとん し よこ しんぐ と  
 ・仮就寝の時間になったら、布団を敷いて横になることができます。寝具にはカバーを取り  
 っ しょうてい ばしょ ね  
 付けて、所定の場所で寝るようにしましょう。

もうふ ざぶとん まくら しょう  
 ・毛布や座布団を枕として使用しないでください。

しゅうしんじかん まえ いるい ほん せいとん ふとん し げんとうご  
 ・就寝時間になる前に、衣類や本などを整頓し、布団を敷いておいてください。滅灯後は、す  
 ねむ ばあい ふとん よこ  
 ぐ眠れない場合でも布団に横になってください。

せいかつじょう こころえ  
生活上の心得

- ・生活を送る居室は変更されることがあります。居室の指定は職員さんが行うので、指示に従ってください。
- ・周囲には、たくさんの方が生活しています。トラブルとならないよう静かに生活を送りましょう。
- ・居室の清掃は、自分で行います。寝具などを保管する場所は決められているので、常に整理整頓を心掛けましょう。
- ・別冊の「備品一覧表」に記載されている物品が揃っているか確認してください。備品や私物は丁寧に扱い、使用中に壊れたり、汚したりしたときは、職員さんに申し出ましょう。
- ・居室内にいるときは、他の居室で生活をしている人に話しかけてはいけません。
- ・常に節水を心掛けましょう。勝手に洗濯をしたり、洗髪や、体を濡れたタオルで拭くことはできません。
- ・扉や布団の中に隠れたり、寝具にもたれたり、腰掛けるなどの不体裁な格好をすることはできません。勝手に横になることはできないので、具合が悪いときやけがをした場合は、すぐに職員さんに伝えましょう。
- ・職員さんに用事があるときは、必ず報知器（報知灯）で合図をしましょう。用件を伝える前に、称呼番号（必要な場合は氏名も確認します。）を伝えましょう。
- ・窓に衣類などを掛けたり、物を置いたりすることはできません。水をまいたり、物を捨てることも禁止です。
- ・居室を出入りする際は、職員さんが衣体の検査をします。物を持ち出す場合は事前に申請しましょう。
- ・職員さんへの用事の申出は、体調不良などの緊急の場合以外は、平日の昼間に行いましょう。
- ・交談を禁止されている時間帯や場所があるので、「遵守事項」を確認してください。
- ・必要がある場合は、職員さんが対応をするので、他人のお世話をしたり、されたりしないでください。
- ・電灯、ラジオなどのスイッチや、表示札は職員さんが切り替えるので触らないでください。故障したときはすぐに申し出てください。

よかかつどう えんじょとう  
**余暇活動の援助等**

よかじかん しょくじ しゅうしん てんけん とくてい ききょどうさ ぎむづ じかん  
余暇時間＝食事・就寝・点検などの特定の起居動作を義務付けられていない時間  
たい  
帯のことで、ルールを守り、他人の迷惑とならなければ自由に過ごすことがで  
きます。

じこけいやくさぎょう がいぶぎょうしゃとう うけおいけいやく ぶっぴん せいさくとう おこな さぎょう  
・自己契約作業＝外部業者等との請負契約により、物品の製作等を行う作業です。  
さぎょう おこな しゅうえき しょう そんしつ しょう ばあい けいやく ほんにん ふたん  
作業を行うことで収益が生じますが、損失が生じた場合も契約した本人が負担す  
ることになります。自己契約作業を行う人は、「自己契約作業就労心得」を守ら  
なければいけません。

しょう  
・ノートの使用にあたっては、次の事項に留意してください。  
か そんな やぶ しんぶん ざっし きじ しゃしん き  
①書き損じても破ってはいけません。②新聞や雑誌の記事・写真などを切り  
と  
取って貼りつけてはいけません。

けんさ  
・ノートの検査をすることがありますが、次に該当する内容があった場合、その  
ぶぶん まっしょう き と ばあい しょう せいげん  
部分を抹消されたり、切り取られたり、場合によってはノートの使用を制限され  
ることがあるので、注意してください。  
ちゅうい  
①故意に意味不明にしたものや暗号等を記載したもの②他人をひぼう中傷するも  
のや、残酷、わいせつ、犯罪に関するものや所内の規律を害するおそれのあるも  
の③他人の氏名、住所、電話番号等④当所の配置図や警備に関するもの⑤罪証  
いんめつ  
隠滅につながるおそれがあるものや、刑罰法令に触れるもの

ばんぐみ へんせい ほうそう き ひと じゃま ちゅうい  
・ラジオ番組は編成して放送しています。聞きたい人の邪魔にならないよう注意  
しましょう。ラジオを聞きたくない人は、申し出てください。放送に合わせて  
うた  
歌ったりすることはできません。

## ぶっぴん たいようおよ じべん 物品の貸与等及び自弁

とうしょ せいかつ おく ひつよう ぶっぴん たいよ しきゅう  
当所では、あなたが生活を送るために必要な物品の貸与や支給  
おこな  
を行います。

これらの、①衣類及び寝具②食事及び湯茶③日用品、筆記具そ  
の他の物品に区別されます。

### いるい しんぐ 衣類・寝具

いるい しんぐ じべん もの しょう  
衣類や寝具は自弁の物の使用がで  
きます。

たいよ いるい しんぐ しょう ば  
貸与された衣類や寝具を使用する場  
あい たいせつ あつか してい せんたくび  
合は大切に扱い、指定された洗濯日

せんたく だ  
に洗濯に出してください。

たいよ いるい しんぐ ふび  
貸与された衣類や寝具に不備があ  
たときや、使用中に破損したときな

しょうちゅう はそん  
どは職員さんに申し出てください。

たにん こうかん かいぞう  
他人と交換したり、改造してはいけ  
ません。

しよくじ ゆちゃ

### 食事・湯茶

しよくじ ゆちゃ あさ ひる ゆう しきゅう

食事や湯茶は、朝・昼・夕に支給さ

れます。

にちようひん ひっきぐとう

### 日用品・筆記具等

しきゅうまた たいよ ぶっぴん べっさつ

支給又は貸与される物品は、別冊

じべんぶっぴんきょかひんもくひょう きざい  
の「自弁物品許可品目表」に記載

されています。

- じべん こうにゅう さしい ぶっぴん しゅとく  
・自弁＝購入や差入れによる物品の取得。
- ほかんしぶつ しょうない しょう こうふ  
・保管私物＝所内で使用できるあなたに交付  
される私物。居室内で所持できる量（保管限  
どりょう さだ  
度量）が定められています。
- りょうち しょうない しょうじ みと  
・領置＝所内で所持することが認められず、  
とうしょ あず ぶっぴん りょうち りょう りょうちげんど  
当所が預かる物品。領置できる量（領置限度  
りょう さだ  
量）が定められています。
- たくさ ほかんしぶつとう しんぞく こうふ  
・宅下げ＝保管私物等を親族などに交付する  
こと。



さしい ほん しゃしん げんきん さしい かのう  
差入れ 本や写真、現金などの差入れが可能です。

### さしい ふきよか 差入れが不許可となるケース

- ① 交付することにより施設の規律及び秩序を害するおそれがあるものであるとき  
② 刑事訴訟法の定めるところによりその者が交付を受けることが許されない物品であるとき  
③ 差入人の氏名が明らかでないとき  
④ 自弁により使用し、若しくは摂取することができることとされる物品又は釈放の際に必要なと認められる物品以外の物品であるとき  
⑤ 保管に不便なものであるとき  
⑥ 腐敗し、又は滅失するおそれがあるものであるとき  
⑦ 危険を生ずるおそれがあるものであるとき  
⑧ 当所が指定する事業者から購入するものに制限した物品以外の物品であるとき  
⑨ 差入制限数量を超過したとき
- ①～⑨のケースに該当するときは、原則として差入人に引き取ってもらうことになります。

さしいれぶっぴん すべ けんさ おこな  
差入物品は全て検査を行います。そのため、  
げんけい か いるい ぬ め と  
原形が変わったり、衣類の縫い目を解いたり

することがあります。

にちようび どうようび こくみん しゅくじつ かん ほうりつ  
日曜日・土曜日・国民の祝日に関する法律に  
きてい きゅうじつ がつ にち よくねん がつ  
規定する休日・12月29日から翌年1月3  
か かん まどぐち さしい  
日までの間は窓口での差入れはできないので  
ちゅうい  
注意してください。



ほかんしぶつ りょうち かん ちゅういじこう  
保管私物と領置に関する注意事項

ほかんしぶつ じょう ほかんしぶつばこ しぶつだな きょしつそなえつ  
保管私物は、キャリーケース状の保管私物箱・私物棚・居室備付けの  
ほん いるい ほかん ほかんしぶつばこ しぶつ  
ハンガー2本（衣類のみ）に保管してください。保管私物箱・私物  
だな ようりょう ごうけい ほかんげんどりょう  
棚・ハンガーの容量の合計を「**保管限度量**」といいます。

ほかんしぶつ じしん かんり ふんしつとう くじょう う つ  
保管私物は自身で管理するものなので、紛失等の苦情は受け付けませ  
しょうじいがい ほかんしぶつばこ かぎ か  
ん。使用時以外は保管私物箱に鍵を掛けておきましょう。

てんばん しぶつだな てんばん うえ もの お  
天板のある私物棚については、天板の上に物を置くことはできません。

てんばん しぶつだな ばあい じょうげんせん こ もの お  
天板のない私物棚の場合は、上限線を越えて物を置くことがないよう  
にしましょう。

とうじしゃ けいぞくちゅう さいばんしょ じけん かん  
なお、①あなたが当事者になっている係属中の裁判所の事件に関する  
きろく た しょういまた うつ めがね た ほせいぎぐ しんぐ  
記録その他の書類又はその写し②眼鏡その他の補正器具③寝具につい  
ほかんげんどりょう ふく  
ては、保管限度量には含みません。

りょうちちゅう ぶつびん しょう ひつよう ばあい しょくいん もう で  
領置中の物品を使用する必要がある場合は、職員さんに申し出てくだ  
さい。

とけい ほうせき めんきょしょう ほけんしょう きちようひん とくべつりょうちひん ほかん  
時計・宝石・免許証や保険証などの貴重品は、特別領置品として保管  
まどぐち げんきん とくべつりょうちひん たくさ うけとりん みぶんしょうめい  
されます。窓口での現金や特別領置品の宅下げは、受取人の身分証明  
しょう ひつよう てがみ めんかい さい つた  
書が必要となるので、手紙や面会の際に伝えておいてください。

りょうち ぶつびん そうりょう き りょうちげんどりょう  
領置できる物品の総量についても決まりがあります（**領置限度量**）の  
ちゅうい  
で、注意しましょう。

とうじしゃ けいぞくちゅう さいばんしょ じけん かん  
なお、①あなたが当事者になっている係属中の裁判所の事件に関する  
きろく た しょういまた うつ めがね た ほせいぎぐ  
記録その他の書類又はその写し②眼鏡その他の補正器具については、  
りょうちげんどりょう ふく  
領置限度量には含みません。

ほかんげんどりょう りょうちげんどりょう こ ばあい あら ぶつびん こうにゅう せいげん  
保管限度量や領置限度量を超えた場合には、新たな物品の購入が制限  
ばあい ちゅうい  
される場合がありますので、注意してください。

保管限度量や領置限度量を越えている場合、職員さんが告知します。  
 超過している容量の分、物品を宅下げするか、廃棄をするか選択してもらいます。  
 この処分を一定期間内（おおむね1か月程度）にしない場合は、超過量に相当する物品を売却して、その代金を領置します。売却できないときは、強制的に廃棄することがあります（売却できるものは限られており、ほとんどは廃棄されることとなります。）。



読み終えた本や不要な物品は、定期的に「宅下げ」や「廃棄」の手続きを行うことが大切です。

また、差入れをしてくれる相手方にも事情を説明し、必要な物だけを差入れてもらうことも重要です。

## 保健衛生及び医療

病気やけがをした場合には、当所において診療を受けることができます。  
 体調が悪いときや、けがをした場合には職員さんに申し出てください。

## 運動

### 運動実施日

運動は、次の場合を除き、できる限り戸外で毎日実施します。①日曜日②土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日③法務大臣が定める7月から9月までの間の①②に掲げる日を除いて連続する3日④雨天等の悪天候の日⑤矯正指導日⑥戸外で運動を行う時間を確保できない事情がある日⑦その他特別な事情がある日（熱中症対策など）

### 運動時の注意事項

①急激な運動やハードな運動は、けがにつながりますので、体調に合った運動を行いましょう。医師に運動の時間や方法を指示された人は、その指示を守りましょう。②移動時や、運動中は職員さんの指示に従いましょう。③運動用具が壊れた場合は、そのまま使用せずに職員さんに申し出てください。④運動中にけがをした場合は、すぐに職員さんに申し出てください。⑤運動場に掲示されている注意事項を守りましょう。

いるい しんぐ せんたくとう  
衣類・寝具の洗濯等

したぎるい むりょう せんたく おこな じぶん かって せんたく  
・下着類については、無料で洗濯を行いますので、自分で勝手に洗濯をしないでください。指<sup>して</sup>定<sup>ひ</sup>された日に洗濯に出すようにしましょう。コートやスー<sup>せんたく おこな</sup>ツなどの洗濯は行いませんので、親族や外部業者等に依頼するようにしましょう。

いるい しんぐ やぶ はり いと か  
・衣類や寝具が破れたり、ほころびたりしたときは、針と糸を借りることができます。

ふとんとう かんそうび るい せんたくび かなら ていしゆつ  
・布団等の乾燥日や、カバー類の洗濯日には必ず提出するようにしましょう。

にゆうよく  
入浴

にゆうよく しゅうかん かいじょうおこな しよくいん しじ したが つぎ じこう まも  
入浴は1週間に2回以上行きます。職員さんの指示に従い、次の事項を守るようにしてください。①身体をよく洗ってから浴槽に入りましょう②節水に<sup>つと</sup>努<sup>よくそうない</sup>め、浴槽内で石けんを使用するなど、他人の迷惑となる行為はしないでください③医師の指示で入浴を制限されている人は、その指示に従ってください④感染のおそれのある皮膚病などにかかっている人は、職員さんに申し出<sup>かんせん</sup>てください⑤入浴場に掲示されている注意事項を守ってください⑥他人の体<sup>にゆうよくじょう けいじ</sup>を洗<sup>あら</sup>ったり、石けんなどの貸し借りはしないでください⑦かみそりを借<sup>あ</sup>りる際は、かみそりに記載された称<sup>さい</sup>呼<sup>きさい</sup>番<sup>しょう</sup>号<sup>ごばん</sup>を<sup>ごう</sup>確<sup>かく</sup>認<sup>にん</sup>してください。使用後は、すぐ<sup>へんぎやく</sup>に返却してください

ちようはつおよ とう  
調髪及びひげそり等

ちようはつ  
**調髪**  
げんけいが まえごぶが かり ちようはつ おこな かがた すそ か ていど なか  
原型刈り・前五分刈り・係が調髪を行える髪型（裾を刈りあげる程度）の中<sup>きぼう</sup>から、希望する髪型を選択して行きます。

だんせい 男性はおおむね2か月に1回、女性はおおむね3か月に1回行きます。  
ちようはつ おこな かり たい とくしゆ かがた きょうよう きよか こうだん  
調髪を行う係に対して、特殊な髪型を強要したり、許可なく交談したり、  
りようきぐ て ふ  
理容器具に手を触れてはいけません。

とう  
**ひげそり等**  
ひげそりは、入浴日に行うことができます（電気かみそりを持っている人は<sup>まいにちきよしつない おこな</sup>毎日居室内で行うことができます。）。

しょう とうはつ まゆげ いがい たいもう そ  
かみそりを使用して頭髪や眉毛など、ひげ以外の体毛を剃ってはいけません。  
じよせい 女性はおおむね1か月に1回、顔そりを行うことができます。

## つめき 爪切り

つめき さだ ひ きぼう おこな ていきてき き  
爪切りは、定められた日に希望すれば行うことができるので、定期的に切るようにしてください。

## けんこうしんだん 健康診断

しゅうよう かいしご まいとし かいじょうていきてき ほけんえいせいじょうひつよう けんこうしんだん  
①収容の開始後②毎年1回以上定期的に③保健衛生上必要があるときに健康診断  
おこな  
を行います。

けんこうしんだん かなら う さいけつ せんさつえい た いがく  
健康診断は必ず受けなければいけません。採血、エックス線撮影、その他の医学  
てきしょち こぼ ばあい ちょうばつ か  
的処置を拒んだ場合は、懲罰が科されることがあります。

## しんりょうとう 診療等

しんさつ ちりょう つぎ こころえ  
診察や治療については、次のことを心得ておいてください。

- しんさつ ちりょう う ひと じぜん たんとうしょくいん もう で  
・診察や治療を受けたい人は、事前に担当職員さんに申し出てください。
- しかちりょう う ひと がんせん さくせい たんとうしょくいん もう で  
・歯科治療を受けたい人は、願箋を作成し、担当職員さんに申し出てください。
- しんさつ う さい しょうじょうしょうじきくわ の  
・診察を受ける際は、症状を正直に詳しく述べてください。
- くすり しじ ふくよう しょくいん とうやく おこな ばあい ふくよう  
・薬は指示されたとおりに服用しましょう。職員さんが投薬を行う場合、服用  
かくにん めんぜん ふくよう から やくほうし ていしゅつ  
の確認をしますので、面前で服用し、空の薬包紙を提出してください。
- くすり ふくよう たにん と ひじょう きけん こうい  
・薬をまとめて服用したり、他人とやり取りすることは、非常に危険な行為  
ぜったい  
ですので、絶対にしないでください。
- ひと たにん かんせん びょうき  
・アレルギーのある人や、他人に感染させるおそれのある病気にかかっている  
ひと しょくいん もう で  
人は、すぐに職員さんに申し出てください。
- びょうきとう りゆう しょくじ とくべつ きゅうよ せいげん  
・病気等の理由で、食事が特別に給与されたり、制限されることがあります。
- しんさつ ちりょう いし しじ したが ちりょうほうほうくすり しゆるい きゅうよう きょう  
・診察や治療は医師の指示に従い、治療方法や薬の種類、休養などについて強  
よう  
要しないでください。
- きゅうよう  
・休養となったときは、医師の指示に従って療養してください。

## しめいい しんりょう 指名医による診療

あなたの診療は、原則として当所の医師あるいは当所が依頼した外部の医師が行  
しんりょう げんそく どうしょ いし どうしょ いらい がいぶ いし おこな  
います。ただし、特別な理由がある場合、あなたが刑事施設の職員でない医師を  
とくべつ りゆう ばあい けいじしせつ しょくいん いし  
指名し、診療を受けることが許されることがあります。  
しめい しんりょう う ゆる  
この場合、診療費は全て自己負担となります。  
ばあい しんりょうひ すべ じこふたん

しゅうぎょう

## 宗教

・当所では、民間の篤志家である宗教家から、個別に教誨を受ける機会が設けられています。参加を希望する人は、職員さんに申し出てください。

・余暇時間帯には、礼拝やその他の宗教上の行為を行うことができます。これらの行為を行う場合は、他人の迷惑にならないよう十分注意してください。たとえ、宗教上の行為であっても、大声や騒音を発したり、他人の迷惑になるような言動をしたり、職員さんの視察を妨害するなどの当所の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合には、その行為が認められないことがあります。

## しよせきとう 書籍等

書籍等とは、書籍、雑誌、新聞紙、その他の文書図画（パンフレット・チラシ・カタログなどの小冊子、写真など）のことです。  
購入や差入れなどによる①自弁の書籍等と、②当所に備付けの書籍等があります。



当所に備付けの書籍等には、小説などの書籍以外にも、辞典、経典、学習用書籍、六法全書等の法律専門書などがあります。  
みんなが利用するものなので、破ったり、落書きをしたり、汚したりしないように大切に扱いましょう。

## 自弁書籍等

じべんしょせきとう とりあつかい いか ころえ  
**自弁書籍等の取扱いについては、以下のことを心得ておいてください。**

しょじ しょせきとう さっすう きかん とく き ほかん  
 ・所持できる書籍等の冊数や期間については、特に決まりはありません。保管  
 げんどりょう よ お ざっし しんぶんし  
 限度量をオーバーしないようにしましょう。読み終わった雑誌や新聞紙につい  
 ては、原則として、廃棄となります。

しょせきとう えつらん しせつ きりつおよ ちつじょ がい けっか しょう  
 ・書籍等を閲覧することで「施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれ  
 があるとき」や、「罪証隠滅の結果を生ずるおそれがあるとき」は、該当する  
 ぶぶん まっしょう さくじょ えつらん きんし ばあい  
 部分を抹消したり、削除したり、閲覧を禁止する場合があります。

しょせきとう けんさ しんさ おこな はいふ しょせきとう ちょうふ  
 ・書籍等は、検査や審査を行ってから配付されます。書籍等に貼付されている  
 えつらんひょう は ないよう か か  
 閲覧票は、剥がしたり、内容を書き換えたりしてはいけません。

さしい しょせきとう ひとりあ かい さつくない  
 ・差入れできる書籍等は、一人当たり1回につき3冊以内です。

げんそく けんさ ふくろ かいふう  
 ・原則として、検査のため、袋とじは開封します。

しょせきとう ふろく しょせきとう みと しょない しょう せつ  
 ・書籍等の付録のうち、書籍等と認められず（DVDなど）、所内で使用や撮  
 取ができないものは、あなたに交付されません。原則として領置することもで  
 きないので、宅下げや廃棄の手続をしてもらいます。

じべんしんぶんし どうしよ してい ぎょうしゃ こうにゅう  
 ・自弁新聞紙は、当所が指定した業者から購入することができます。

しゃしん いんがし や つ いんさつ しゃしん  
 ・写真は、印画紙に焼き付けたものや、印刷されたもの、あるいは、写真をコ  
 ピーしたものを指します。市販されている印刷物は含まれません。

しょじ しゃしん まいすう きかん しょせきとう どうよう とく き ほかんげん  
 ・所持できる写真の枚数や期間は、書籍等と同様に特に決まりはなく、保管限  
 どりょうない おお ばん いか  
 度量内となっていますが、大きさは、おおむねA4版サイズ以下のものです。

## てんさいじへん 天災事変

しせつ たてもの けんろう たしょう じしん ほうかい  
 施設の建物は堅牢にできているので、多少の地震で崩壊することはありません。

しぜんさいがい かさい きけん せま ばあい しょくいん しじ  
 自然災害や火災により、危険が迫った場合には、職員さんが指示をしますので、  
 さわ しじ したが おお つ こうどう  
 騒がずに、指示に従って落ち着いた行動をとるようにしましょう。

しせつない きけん はんだん ばあい いちじてき しせつ  
 施設内においては危険と判断された場合、一時的に施設  
 そと ひなん かいほう  
 の外に避難したり、解放されることがあります。

かいほう ばあい ひなん ひつよう  
**解放された場合は、避難する必要がなくなりしだい、**  
 けいじしせつ けいじしせつ ちょう してい ばしょ しゅつどう  
**刑事施設もしくは刑事施設の長が指定した場所に出頭**  
**しましょう。**



## めんかい 面会

### めんかい あいてがた 面会ができる相手方

- ①あなたの親族（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族をいいます。）
- ②婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他のあなたの身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な人
- ③面会によりあなたの心情の安定に資すると認められる人
- ④上記①～③のほか、交友関係の維持のためや、面会することを必要とする事情があり、かつ、当所の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがないと認められるときは、面会が許可される場合があります

### めんかい あいてがた とどけで 面会の相手方の届出

- ・面会の申出をすることが予想される人について、あらかじめ「面会の相手方届出表」により届け出てください。
- ・届け出た内容に変更があったときや、追加・削除を行うときは、その都度願箋を作成して願い出てください。
- ・上記の届出に当たっては、疎明資料の提出などを求めることがあります。

### めんかいにちじとう 面会日時等

- ・受付時間は、午前の部は午前11時30分まで、午後の部は午後4時までです。
- ・原則として、日曜日・土曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日・12月29日から翌年の1月3日までの日には行えません。
- ・面会は、1日に1回行うことができます。原則として、面会室で実施し、一度に面会ができるのは3人までです。
- ・面会時間は、1回につき30分を下回らない時間で実施しますが、面会の申出状況（面会人が多数で混雑しているときなど）、面会室の数その他の事情に照らしてやむを得ないと認めるときは、5分を下回らない範囲内で短縮することもあります。

めんかい たちあ  
面会の立会い

めんかい げんそく しょくいん た あ ろくおん ろくが おこな そ  
面会は、原則として職員さんが立ち会ったり、録音・録画を行います（ただし、訴  
しょう じゅんび たせいとう りえき ほご たちあ とう てきとう ばあい  
訟の準備その他正当な利益の保護のために立会い等をしないことが適当である場合  
のぞ  
は除きます。）。

めんかい いちじていしおよ しゅうりょう  
面会の一時停止及び終了

つぎ がいとう ばあい しょくいん こうい はつげん せいし めんかい いちじてい  
次のいずれかに該当する場合、職員さんがその行為や発言を制止し、面会を一時停  
し たいしつ しじ めんかい けいぞく そうとう ばあい しゅうりょう  
止して退室を指示したり、面会を継続することが相当でない場合には終了すること  
があるので注意してください。

- ① めんかい あいてがた にんずう ばしょ ひおよ じかんたい めんかい じかん かいすう ためんかい たい  
面会の相手方の人数、場所、日及び時間帯、面会の時間や回数、その他面会の態  
よう どうしょ さだ かんりうんえいじょうひつよう せいげん いはん こうい  
様について、当所が定めた管理運営上必要な制限に違反する行為
- ② どうしょ まりつおよ ちつじょ がい こうい  
当所の規律及び秩序を害する行為
- ③ あんごう しょう た りゆう しょくいん りかい ないよう はつげん  
暗号の使用その他の理由によって、職員さんが理解できない内容の発言をすると  
き いんご かいわ じぜん きよか う がいこくご しゅわ かいわ  
き（隠語による会話や、事前に許可を受けていない外国語や手話での会話な  
ど。）
- ④ はんざい じっこう きょうぼう また そそのか はつげん  
犯罪の実行を共謀し、あおり、又は唆す発言をするとき
- ⑤ しせつ きりつおよ ちつじょ がい けっか しょう はつげん  
施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれのある発言をするとき
- ⑥ とくてい ようむ しょうり ひつよう りゆう ゆる めんかい  
特定の用務の処理のため必要であることを理由として許された面会において、そ  
ようむ しょうり ひつよう はんい あき いったつ  
の用務の処理のため必要な範囲を明らかに逸脱するとき

ためんかい かん ちゅういじこう  
その他面会に関する注意事項

- ・ しょくいん めんかい いちじていし しゅうりょう しじ  
職員さんが面会の一時停止や終了を指示したときは、  
めんかいしつ たいしつ  
すぐに面会室から退室しましょう。
- ・ べんごにん めんかいいがい めんかいじ しょうり  
弁護士との面会以外の面会時に、書類やメモ、その他  
もの も い ひつよう ばあい きよか  
の物を持って行く必要がある場合は、あらかじめ許可を  
う  
受けましょう。
- ・ かいわ げんそく にほんご しょう  
会話は、原則として日本語を使用してください。



## しんしよ はつじゅ 信書の発受

### はつじゅ ゆる しんしよ 発受が許される信書

- ①あなたの親族との間で発受する信書
- ②婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他のあなたの身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のために発受する信書
- ③発受によりあなたの心情の安定に資すると認められる信書
- ④上記①～③のほか、交友関係の維持など信書の発受を必要とする事情があり、かつ、当所の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがないと認められるときは、信書の発受が許可される場合があります

### しんしよ はつじゅ あいてがた とどけで 信書の発受の相手方の届出

- ・信書の発受が予想される人について、あらかじめ「信書の相手方届出表」により届け出てください。
- ・届け出た内容に変更があったときや、追加・削除を行うときは、その都度願箋を作成して願い出てください。
- ・上記の届出に当たっては、疎明資料の提出などを求めることがあります。

- ・発信は、1日に1通まで申請することができます。
  - ・受信については、通数の制限はありません。
  - ・発信の申請は、原則として日曜日・土曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日・12月29日から翌年の1月3日までの日は受付けていません。
- 上記の日以外の午前9時までに職員さんに提出してください。

しんじょ けんさ さしと とう  
信書の検査・差止め等

はつじゅしん げんそく けんさ ないよう つぎ ばあい しんじょ  
発受信は原則として検査をします。内容が次のようなものである場合は、信書の  
はつじゅ さ と がいと う ぶぶん さくじょ まっしょう  
発受を差し止めたり、該当する部分を削除したり、抹消することがあります。

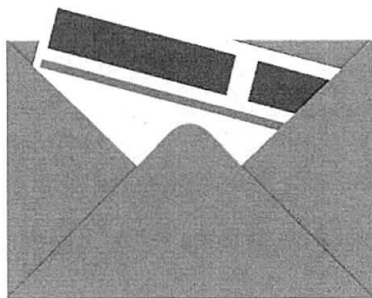
あんごう しょう た りゆう しょくいん りかい ないよう  
①暗号の使用その他の理由によって、職員さんが理解できない内容のものである  
るとき

はつじゅ けいばつほうれい ふ ばあい けいばつほうれい ふ けっか しょう  
②発受によって、刑罰法令に触れる場合・刑罰法令に触れる結果を生ずるおそれ  
があるとき

はつじゅ どうしょ きりつおよ ちつじょ がい けっか しょう  
③発受によって、当所の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき

いはく きじゅつまた あき きよぎ きじゅつ じゅしんしゃ いちじる ふあん  
④威迫にわたる記述又は明らかな虚偽の記述があるため、受信者を著しく不安  
にさせ、又は受信者に損害を被らせるおそれがあるとき（内容が法令に触れ  
また じゅしんしゃ そんがい こうむ ないよう ほうれい ふ  
ると認められるときは、検察官に通報したり、刑事事件として送致されるこ  
とがあります。）

じゅしんしゃ いちじる ぶじょく きじゅつ  
⑤受信者を著しく侮辱する記述があるとき



しんじょ さくせいようりょうとう 信書の作成要領等については、いかにさだめられていまいなようかくにん、

さくせいようりょうはん 作成要領に反することがないようにしてください。

- ・用紙は、原則として、通常便箋、はがき又は郵便書簡とする。
- ・封筒は一重のものとし、二重のものは認めない。
- ・封筒に入れることができる便箋は7枚以内とするが、弁護人又は弁護人となろうとする者へ発信する場合はこの限りではない。
- ・郵便書簡に同封することができる便箋は、原則として、6枚以内とする。
- ・信書の作成（宛先・差出人記載も含む。）に用いる筆記具は、自弁が許されるものとする。ただし、蛍光ペンは、施線や、枠取りなど強調目的での使用に限り、文字を記すことは認めない。
- ・発信する封書は、封をしないで提出すること。
- ・信書は、原則として日本語で書くこと（ただし、日本語を解さない外国人の親族等に発信する必要がある人を除く。）。
- ・郵便法規に触れないこと。
- ・名宛人以外の人に対する信書を同封したり、名宛人以外の人への伝言などを書かないこと。

- ・発信に当たっては、偽名や通称は使用しないこと。
- ・所内の構造や居室の位置など保安警備に関する内容や所内で知り得た他の人に関する事項は記載しないこと。

ひっきぐもち きさいほうほうとう 筆記具を用いた記載方法等は、以下のとおりとする。

- ・記載された文字が極端に小さいもの、薄いもの、形が特異なもの等一見して判読できないものは、書き直し指導の要否を検討する。
- ・必ずしも単一種類の筆記具で作成するよう制限するものではないが、数種類の筆記具を文字ごとに殊更使い分けたり、文字の大きさ、太さ、濃さ等が多様である部分が大半を占めるものは認めない。
- ・便箋における文字は、罫線のある面に1行ずつ記載し、欄外や裏面への記載は認めない（罫線間に記載すると判読できない可能性のある筆ペンに限り、2行以上の罫線を1行として用いることを認めるが、前項のとおり、文字の大きさが多様である部分が大半を占めるものは認めない。）。
- ・下絵の上に重ねて文字を記載したり、文字に重ねて蛍光ペンで○△×印を付すことは認めない。

- ・宛先・差出人に係る記載に当たっては、郵便番号、所在地、氏名等の必要事項のみにとどめ、何らかの通信内容やイラストの記載は認めない。
- ・何も記載していない便箋や白紙を同封することは認めない。

でんぼうはっしん  
**電報発信**

でんぼう きんきゆう ひつよう ばあい べんごにんとう たい しんしよ はっ ば  
電報は、①緊急の必要がある場合②弁護人等に対して信書を発する場  
あい がいとう ばあい かぎ はっしん みと ばあい  
合の、いずれかに該当する場合に限り発信が認められます。①の場合  
がんせん あいてがた かんけい でんぼうはっしん ひつようせい きん  
は、願箋に相手方との関係、電報発信でなければならない必要性、緊  
きゆうせい きさい ていしゆつ  
急性などを記載して提出してください。

たしんしよ はつじゆ かん ちゆういじこう  
**その他信書の発受に関する注意事項**

はっしん ひつよう ふうとう びんせん きって すべ じぶん  
・ 発信に必要な封筒・便箋・はがき・切手などは全て自分のものを  
つか しよじ ばあい しよくいん もう で  
使ってください。所持していない場合は、職員さんに申し出てください。  
ひつよう みと ばあい しきゆう  
い。必要があると認められる場合、支給されることがあります。

しんしよ さくせいじかん まいにちちょうしよくご しゅうしんじかん たにん こじん  
・ 信書の作成時間は、毎日朝食後から就寝時間までです。他人の個人  
じようほう きさい  
情報を記載してはいけません。

とうしよ しゅうようちゆう た ひと きんびん さしい いらい だいさんしゃ つう  
・ 当所に収容中の他の人に、金品の差入れを依頼したり、第三者を通  
とうしよ しゅうようちゆう た ひと きんびん じゆじゆ  
じて当所に収容中の他の人と金品の授受をしないでください。

じゆしんしよ りようきん ふそく おく ばあい じゆ  
・ 受信書には、料金が不足して送られてくる場合があります。その受  
しんしよ う と りようきん しはら  
信書を受け取るには、あなたがその料金を支払わなければいけません。  
しよくいん いし かくにん う と ばあい ふそく  
職員さんがあなたに意思を確認しますので、受け取りたい場合は不足  
ぶん きって ていしゆつ  
分の切手を提出してください。

しょうばつ  
**賞罰**  
ほうしょう  
**褒賞**



じんめい きゅうじょ  
・人命を救助したとき  
じしん かさい た さいがいじ おうきゅう ようむ おこな  
・地震や火災、その他の災害時に、応急の用務を行い、  
こうろう  
功労があったとき  
た しょうあたひ こうい  
・その他、賞に値する行為があったとき  
がいとう おこな ばあい ほうしょう  
のいずれかに該当するような行いがあった場合、褒賞  
あた  
が与えられます。  
ほうしょう しょうし しょうひょう まんえんいか しょうきん まんえんいか  
褒賞は、賞詞、賞票、1万円以下の賞金、1万円以下  
きんがく そうとう しょうひん じゅよ おこな  
の金額に相当する賞品の授与により行われます。

ちようばつ  
**懲罰**

じゆんしゅじこう いはん しょくいん しじ したが はんそくこうい  
遵守事項に違反したり、職員さんの指示に従わないなどの反則行為があったと  
きは、「懲罰」が科されることがあります。  
はんそくこうい ないよう けいばつほうれい いはん ばあい けいじじけん けんさつかん  
また、反則行為の内容が刑罰法令に違反する場合は、刑事事件として検察官に  
そうち  
送致されることもあるので、そのようなことにならないよう、落ち着いて生活  
おく  
を送ってください。

はんそくこうい ちょうさ ちようばつしんさかい  
**反則行為の調査と懲罰審査会**  
はんそくこうい おこな うたが ちょうさ おこな はんそくこうい ちょう  
・反則行為を行った疑いがあるときは、「調査」が行われます。反則行為の調  
査のために必要があるときには、あなたの所持品を、職員さんが一時的に保管  
さ ひつよう しょじひん しょくいん いちじてき ほかん  
することがあります。  
はんそくこうい ちょうさ しゅうりょう のち ちようばつしんさかい おこな  
・反則行為の調査が終了した後、「懲罰審査会」が行われることがあります。  
ちようばつしんさかい つぎ しょうりょう おこな  
懲罰審査会は、次の要領で行われます。  
ちようばつ しんさ う ひと しょめん べんかい にちじまた き  
①懲罰の審査を受ける人には、あらかじめ書面で、弁解をすべき日時又は期  
げん ちようばつ げんいん じじつ ようし つうち  
限・懲罰の原因となる事実の要旨が通知されます。  
ちようばつしんさかい じゆんしゅじこう いはん こうい こうとうまた しょめん べんかい  
②懲罰審査会では、遵守事項に違反した行為について、口頭又は書面（弁解  
しょ べんかい べんかいしよ さくせい じゆう  
書）で弁解することができます。弁解書を作成できない事由があるときは、  
しょくいん き と ないよう しょめん  
職員さんがあなたから聞き取った内容を書面にします。  
ちようばつしんさかい しゅつせき うむ じぜん しょくいん べんかい  
③懲罰審査会への出席の有無にかかわらず、事前に職員さんがあなたの弁解を  
き と おとず べんかい ようし もう で  
聞き取りに訪れますので、弁解の要旨をまとめて申し出てください。

ちょうばつ しゅるい

## 懲罰の種類

ちょうばつ しゅるい つぎ

懲罰の種類は次のとおりです。

### ①戒告

はんそくこうい せきにな と いまし  
反則行為の責任を問い、戒めることです。

### ②自弁物品の使用又は摂取の一部又は全部の15日以内の停止

じべんぶつびん しょうまた せつしゅ いちぶまた ぜんぶ にちいない ていし  
しょうない しょうまた せつしゅ ゆる ぶつびん しょうまた せつしゅ いちぶまた ぜんぶ ていし  
所内で使用又は摂取を許された物品の使用又は摂取の一部又は全部を停止される  
ことです。

### ③書籍等の閲覧の一部又は全部の30日以内の停止

しょせきとう えつらん いちぶまた ぜんぶ にちいない ていし  
しょせき しんぶんし ざっし しゃしん た ぶんしょとがとう えつらん ていし  
書籍、新聞紙、雑誌、写真、その他の文書図画等の閲覧が停止されることです。

### ④30日以内（懲罰を科する時に20歳以上の者について、特に情状が重い場合

には、60日以内）の閉居（閉居罰）

がいぶ せつしよく た きょしつない きんしん じぶん おか はんそくこうい はんせい  
外部との接触を絶ち、居室内で謹慎し、自分の犯した反則行為について反省す  
る懲罰であり、次の行為が停止されます。

・ 自弁の物品を使用し、又は摂取すること。

・ 宗教上の儀式行事に参加し、又は他の被収容者と共に宗教上の教誨を受けるこ  
と。

・ 書籍等を閲覧すること。

・ 自己契約作業を行うこと。

・ 面会すること。

・ 信書を発受すること。

・ 運動や入浴についても制限がかかることとなります。

## 懲罰の併科

じょうき ちょうばつ りょうほう か ばあい  
上記の②と③の懲罰は、両方が科される場合があります。

ちょうばつ か ばあい はんそくこうい かか しよじひんとう しよぶん  
・ 懲罰が科された場合、反則行為に関わる所持品等が処分されることがあります。

へいきよばつちゅう へいきよばつじゅばつしゃころえ たいよ ないよう かくにん  
・ 閉居罰中には「閉居罰受罰者心得」が貸与されます。内容をよく確認してくだ  
さい。

ふぶくもうした せいど  
**不服申立て制度**

しんさ しんせい  
**審査の申請**

つぎ じこう がいとう けいじせつ ちょう そち ふぶく ひと しょめん とうがいけいじ  
次の事項に該当する刑事施設の長の措置に不服がある人は、書面で、当該刑事  
しせつ しょざいち かんかつ きょうせいかんく ちょう たい しんさ しんせい  
施設の所在地を管轄する矯正管区の長に対し、審査の申請をすることができます。

じべん ぶつびん しょうまた せつしゅ せいげん  
①自弁の物品を使用又は摂取することの制限

りょうちきん しょう ふぎよか ほかんしぶつ りょうちきんびん ほか もの こうふ ふぎよか  
②領置金の使用の不許可、保管私物、領置金品を他の者へ交付することの不許可

しめい しんりょう ふぎよかまた しんりょう ちゅうし  
③指名医による診療の不許可又は診療の中止

ひとり おこなしゅうきょうじょう こうい れいはいとう きんし せいげん  
④一人で行う宗教上の行為（礼拝等）の禁止・制限

じべん しょせきとう しょせき ざっし しんぶんし た ぶんしよが しんしょ のぞ えつ  
⑤自弁の書籍等（書籍、雑誌、新聞紙その他の文書図画（信書を除く。））の閲

らん きんし しゅとく しんぶんし はんいまた しゅとくほうほう せいげん  
覧の禁止、取得することができる新聞紙の範囲又は取得方法の制限

しょせきとう ほんやく ひょうふたん しょぶん  
⑥書籍等の翻訳の費用負担をさせる処分

きりつつつじょ がい また ほか ひしゅうようしゃ きがい くわ  
⑦規律秩序を害するおそれ又は他の被收容者から危害を加えられるおそれがある

りゅう ほか ひしゅうようしゃ かくり  
ことを理由とする他の被收容者からの隔離

しゃくほう さい う さぎょうほうしょうきん しきゅう  
⑧釈放の際に受ける作業報奨金の支給

さぎょうじょう ふしょうまた しっぺい しんたい しょうがいのこ ばあい う しょうがいてあてきん し  
⑨作業上の負傷又は疾病により身体に障害が残った場合に受ける障害手当金の支

きゅう  
給

さぎょうじょう ふしょうまた しっぺい なお しゃくほう さい う とくべつてあてきん しきゅう  
⑩作業上の負傷又は疾病が治らないまま釈放された際に受ける特別手当金の支給

しんしょ はつじゅ きんし さしと さくじよまた まっしょう  
⑪①信書の発受の禁止、差止め、削除又は抹消

しんしょ さくせいようりょう はっしん しんせいび じかんたい はっしん しんせいつうすう しんしょ はつじゅ  
⑫信書の作成要領、発信の申請日・時間帯、発信の申請通数、信書の発受の

ほうほう せいげん  
方法の制限

さくせい ぶんしよが ほか もの こうふ きんし せいげん  
⑬作成した文書図画を他の者に交付することの禁止・制限

しんしょ はつじゅ きんしとう けいじせつ ちょう ほかん しんしよとう  
⑭信書の発受を禁止等したことにより刑事施設の長が保管している信書等を

しゃくほう さい ひ わた しょぶん  
釈放の際に引き渡さない処分



## その他審査の申請についての留意事項

・審査の申請は、行く人自身が書面で行ってください。

・申請用紙は支給します。必ずその用紙に記載してください。

・申請用紙は、1つの審査の申請につき1枚で、3枚まで同時に作成することができます。既に作成中の不服申立てがあっても、所持する申請用紙が3枚以内となる範囲で追加することができます。ただし、発送については同時に行いません。

・封筒や、郵送費用については、原則としてあなたが負担します。

・作成期間は、作成開始日を起算日とした7日間です。

・申請先は、当該刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長となり、当所長の措置に関する不服であれば、福岡矯正管区長となります。

・発送する際には、申請書以外の物（便箋、罫紙等は除きます。）を同封することはできません。提出する際に、職員さんが同封できない物が入っていないか確認をしますので、中身を全て取り出してください。

・審査の申請が裁決されたときは、裁決書が送付されます。

## 再審査の申請

・審査の申請の裁決に不服がある人は、書面で、法務大臣に対し、再審査の申請をすることができます。

・再審査の申請は、審査の申請の裁決の告知があった日の翌日から起算して30日以内にしなければなりません（天災その他30日以内に再審査の申請をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して1週間以内に限り、再審査の申請をすることができます。）。

審査の申請や再審査の申請をする人は、願箋で申し出てください。申請書の作成や発送は、休日でも受け付けています。作成の受付時間や発送の受付時間は28ページの表を確認してください。



じじつ しんこく  
事実の申告

きょうせいかんく ちょう たい じじつ しんこく  
矯正管区の長に対する事実の申告

・あなたに対する刑事施設の職員による行為のうち、次に該当するものが  
あった場合は、書面で、当該刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長に対  
し、その事実を申告することができます。

しんたい たい いほう ゆうけいりよく こうし  
①身体に対する違法な有形力の行使

いほうまた ふとう ほじょう てじょうまた こうそくい しよう  
②違法又は不当な捕縄、手錠又は拘束衣の使用

いほうまた ふとう ほごしつ しゅうよう  
③違法又は不当な保護室への収容

・事実の申告は、その申告に係る事実があった日の翌日から起算して30日  
以内にしなければなりません（天災その他30日以内に事実の申告をしな  
かったことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の  
翌日から起算して1週間以内に限り、事実の申告をすることができます。）。

・申告した事実の有無の確認結果は、書面による通知となります。ただし、  
あなたが釈放されたときは通知されません。

・申告書の作成、発送等の手続は、審査の申請と同様です。申告書の作成の  
受付時間や発送の受付時間は28ページの表を確認してください。

ほうむだいじん たい じじつ しんこく  
法務大臣に対する事実の申告

・矯正管区の長に対する事実の申告の結果の通知を受け、その内容に不服の  
ある人は、書面で、法務大臣に対し、事実の申告をすることができます。

・法務大臣に対する事実の申告は、矯正管区の長に対する事実の申告の結果  
の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内にしなければいけません

（天災その他30日以内に法務大臣に対する事実の申告をしなかったこと  
についてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算  
して1週間以内に限り、法務大臣に対する事実の申告をすることができま  
す。）。

・申告書の作成、発送等の手続は、審査の申請と同様です。申告書の作成の  
受付時間や発送の受付時間は28ページの表を確認してください。

くじょう もうしで

## 苦情の申出

### 法務大臣に対する苦情の申出

- ・あなたに対する刑事施設の長の措置その他あなたが受けた処遇について、書面で、法務大臣に対し、苦情の申出をすることができます。
- ・申出をすることができる期間について制限はありません。
- ・申出に対する処理結果の通知は口頭で行いますが、申出の取下げをした場合や、申出人が釈放されている場合は通知されません。
- ・申出書の作成、発送等の手続は、審査の申請と同様です。申出書の作成の受付時間や発送の受付時間は28ページの表を確認してください。

### 監査官に対する苦情の申出

- ・あなたに対する刑事施設の長の措置その他あなたが受けた処遇について、口頭または書面で、実地監査を行う監査官に対し、苦情の申出を行うことができます。
- ・実地監査が行われる時期は、適宜の方法によりお知らせしますので、申出を希望する人は、その時に示された手続に従ってください。

### 刑事施設の長に対する苦情の申出

- ・あなたに対する刑事施設の長の措置その他あなたが受けた処遇について、口頭または書面で、刑事施設の長に対し苦情の申出をすることができます。
- ・書面による申出の場合、作成期間は最長7日間で延長することはできません。
- ・申出用紙は支給します。
- ・申出に対する処理結果の通知は、口頭で行いますが、申出の取下げをした場合や、申出人が釈放されている場合は通知されません。
- ・申出書の作成の受付時間や提出の受付時間は28ページの表を確認してください。

申立書（補正書含む）の**作成の受付時間**は、次のとおりです。

種類	平日	行政機関の休日
審査の申請 再審査の申請	午前8時30分から午後8時までの間	
事実の申告 (矯正管区長・法務大臣)	午前8時30分から午後5時までの間	
苦情の申出 (法務大臣・所長)	午前8時30分から 午後5時までの間	受け付けていません
取下書 (矯正管区長・法務大臣)	午前8時30分から 午後5時までの間	受け付けていません
補正書 (矯正管区長・法務大臣)	午前8時30分から午後8時までの間	

申立書（補正書含む）の**発送の受付時間**は、次のとおりです。

種類	平日	行政機関の休日
審査の申請 再審査の申請	午前8時30分から午後8時までの間	
事実の申告 (矯正管区長・法務大臣)	午前8時30分から 午後5時までの間	受け付けていません
苦情の申出 (法務大臣・所長)	午前8時30分から 午後5時までの間	受け付けていません
取下書 (矯正管区長・法務大臣)	午前8時30分から 午後5時までの間	受け付けていません
補正書 (矯正管区長・法務大臣)	午前8時30分から午後8時までの間	

注意：事実の申告については、提出期限（事実があった日の翌日から起算して30日以内）の満了日が行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の翌日をもって期限とみなすと規定されています。

## その他

こくみんねんきんせいどう

### 国民年金制度等について

こくみんねんきんせいど こくみんけんこうほけんとう ほけんりょう げんめんとう きょしつ こくみんねんきん  
国民年金制度や国民健康保険等の保険料の減免等については、居室に「国民年金・  
こくみんけんこうほけんりょうとう そな つ よ ひつよう てつづきとう かくにん  
国民健康保険料等」が備え付けてあるので、これを読んで必要な手続等を確認して  
ください。

### 証明書の交付

- せいかつほごほう じどうふようてあてほう もと てつづき おこな ひつよう ねが  
・生活保護法、児童扶養手当法などに基づく手続を行うため必要があるときは、願  
いで ざいしょしょうめいしょ こうふ う  
い出により在所証明書の交付が受けられます。  
せいかつほごほう じどうふようてあてほう こくみんねんきんせいどう もと てつづき ひつよう  
・生活保護法、児童扶養手当法、国民年金制度等に基づく手続のため必要があると  
きは、ざいしょきかん かん しょうめいしょ こうふ う  
在所期間に関する証明書の交付が受けられます。

### マイナンバーカードの申請・更新

- しんせい こうしん  
・マイナンバーカードの申請・更新については、居室に備え付けてある「マイナ  
ンバーカードの申請等しんせいとうについて」をかくにん確認してください。

せいかつようりょう はあく

生活要領は把握できましたか？

せいかつ こころえ きさい ないよういがい きこう  
「生活の心得」に記載されている内容以外にも、気候の  
へんか せいかつようりょう、へんこう  
変化などで生活要領が変更となることもあるので、その  
つど し  
都度お知らせします。

せいかつめん こま わ しょくいん  
生活面で困ったことや、分からないことがあれば、職員  
さんに申し出るようにしましょう。

